

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	企画部情報政策課														
契約締結年月日	令和7年12月25日														
事業名	令和7年度ガバメントクラウド運用管理業務委託														
業務の概要	地方公共団体情報システムのガバメントクラウド移行に伴うガバメントクラウド個別領域の運用管理														
契約金額(税込)	6,105,990円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。														
契約の相手方	株式会社日立システムズ中部支社														
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)</p> <table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第3号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第5号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第6号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第7号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第8号</td><td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第9号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。														
<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。														
<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。														
<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。														
<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。														
<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。														
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。														
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	株式会社日立システムズ中部支社は、本市の情報システム(戸籍、戸籍附票、健康管理を除く。)の標準化・共通化に係る業務及び情報システムのガバメントクラウド移行に係る業務を担っており、株式会社日立システムズ中部支社以外の者に履行させた場合、住民情報システムの運用に著しい支障が生じるおそれがあることから、他者から見積書を徴収することが適さないため、株式会社日立システムズ中部支社一者からの見積りとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とするものである。														

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部情報政策課です。